ひと、くらし、みらいのために
宮城労働局
Miyagi Labour Bureau
https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/

Press Release

報道関係者　各位

令和２年８月31日
宮城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長　西村　秀樹
主任労働衛生専門官　武田　栄治
電　話　022－299－8839

令和２年度「全国労働衛生週間」(10月)を実施します

― 本週間は10月１日～7日、準備期間は９月１日～30日 ―

10月１日から７日まで、令和２年度「全国労働衛生週間」を実施します。

「全国労働衛生週間」は、労働衛生に関する意識を高揚させ、職場における自主的な労働衛生管理活動を通じて、働く人の健康確保・増進に取り組む週間であり、今年のスローガンは、「 みなおして 職場の環境 からだの健康」です。

宮城労働局（局長　毛利（もうり） 正（ただし））では、９月の「全国労働衛生週間準備期間」から10月の「全国労働衛生週間」までの間、事業場に対する周知啓発、指導等を重点的に実施します。

また、事業場に対しては、直接に、又は労使団体、労働災害防止団体等を通して、本件取組を機会に自主的な労働衛生管理活動の重要性を再認識し、安心かつ安全に働くことができる職場づくり、健康づくりに取り組むよう強く働きかけることとしています。

【ポイント】

１　取組の目的

労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保する。

２　取組の期間

本週間　　令和２年10月１日（木）～10月７日（水）
準備期間　　令和２年９月１日（火）～９月30日（水）

３　スローガン

「 みなおして 職場の環境 からだの健康 」

４　厚生労働省・宮城労働局で取り組む事項（資料１参照）

９月の「準備期間」から１０月の「全国労働衛生週間」までの間、事業場に対し、健康確保・増進のための周知啓発、指導等を重点的に実施します。

また、**９月は「職場の健康診断実施強化月間」**であることから、労働者の健康診断の確実な実施や適切な事後措置等について、事業場に対して強力に働きかけます（資料２参照）。

（１）事業場に対する、労使団体、労働災害防止団体等を通じての周知啓発

（２）事業場に対する個別の指導

（３）事業場、労使団体、労働災害防止団体等に対する労働衛生に関する各種情報の提供

（４）その他あらゆる機会を通じての労働衛生管理活動の活性化、労働衛生管理水準の向上のための取組

５　各事業場に取組をお願いする事項

各事業場に対し、次の事項について、自主的な取組への協力をお願いします。

（１）全国労働衛生週間準備期間における各事業場の取組事項

ア　**過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進**

- ➢ 時間外労働・休日労働の削減のための検討・取組、ワーク・ライフ・バランスの推進
- ➢ 労働時間の状況の把握、長時間労働者に対する医師による面接指導
- ➢ 健康診断、医師に対する情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置に係る適切な実施（二次健康診断等給付を含む。）

イ　**「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進**

- ➢ 「心の健康づくり計画」の策定及びその後のＰＤＣＡの的確な実施
- ➢ ４つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）
- ➢ ストレスチェックの実施及びその結果の適切な活用
- ➢ 労働者が安心して相談できる体制及び職場環境の整備

ウ　**労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり**

エイジフレンドリー補助金、労働災害防止団体の個別支援等を活用した、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組

- ◆ 「危険性及び有害性等の調査等に関する指針」等に基づくリスクアセスメント
- ◆ 高年齢労働者の特性に配慮した設備改善、作業内容等見直し
- ◆ 高年齢労働者自身の気づきを促すための体力チェック、身体機能維持向上のための取組

エ　**化学物質による健康障害防止対策**

- ➢ 危険性又は有害性を有する化学物質に係るラベル表示及びＳＤＳ（安全データシート）の交付
- ➢ ＳＤＳに基づくリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策
- ➢ 改正安衛安全衛生規則等により改正された健康診断項目に係る確実な健康診断実施
- ➢ 溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンの特定化学物質への追加による特殊健康診断、特定化学物質等作業主任者の選任等への適切な対応

オ　石綿による健康障害防止対策に関する事項

- ➤ 改正石綿障害予防規則（令和２年 10 月１日から一部施行）等による建築物解体・改修工事における石綿ばく露防止対策への適切な対応
- ➤ 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における労働者のばく露防止（吹付け石綿等の除去、封じ込め等及び設備点検又は補修等の作業時におけるばく露防止）
- ➤ 平成 24 年３月前から使用されている石綿含有部品の交換・廃棄等作業時におけるばく露防止

（２）全国労働衛生週間（本週間）における各事業場の取組事項

ア　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

イ　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

ウ　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

エ　有害物の漏えい、酸素欠乏症等による事故等緊急時を想定した実地訓練等

オ　労働衛生に関する講習会等の開催、標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等

【添付資料】

資料１	リーフレット	第 71 回全国労働衛生週間
資料２	リーフレット	９月は「職場の健康診断実施強化月間」です
資料３	グラフ	宮城における定期健康診断有所見者の推移
資料４	リーフレット	労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう
資料５	リーフレット	労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について
資料６	リーフレット	労災保険の二次健康診断等給付をご存じですか？
資料７	リーフレット	定期的に健診・検診を受けましょう
資料８	リーフレット	産業保健総合支援センター・地域産業保健センター事業案内
資料９	リーフレット	～働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう～
資料 10	リーフレット	改正石綿障害予防規則等が施行されます

参 考 情 報

Safework ゼロ災 MIYAGI

宮城労働局では、労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等のため、「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」をキャッチフレーズとした運動を展開しています。
皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

【資料１】

第71回 全国労働衛生週間

令和2年10月1日（木）～7日（水）［準備期間：9月1日～30日］

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で71回目になります。各職場においては下記のような様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

〈スローガン〉

みなおして　職場の環境　からだの健康

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（９月１日～30日）に実施する事項

重点事項　※　詳細は下表をご覧ください

- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- 労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進
- 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- 受動喫煙防止対策に関する事項
- 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- その他の重点事項

準備期間に実施する事項（1．重点事項）（抜粋）

過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ②事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③労働安全衛生法に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底　ほか
メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 ③４つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 ④労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備　ほか
高年齢労働者の健康づくり	①「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に沿った取組の実施 ②高年齢労働者の安全衛生対策に関する支援（エイジフレンドリー補助金等）の活用　ほか
化学物質による健康障害防止対策	①製造者・流通業者が化学物質を含む製剤などを出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ③ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進　ほか
石綿による健康障害防止対策	①吹付石綿などが損傷、劣化し、労働者が石綿などにばく露するおそれがある建築物などにおける吹付石綿、保温材などの除去、封じ込めなどの徹底（貸与建築物などの場合において貸与者などに措置の実施を確認し、または求めることを含む。） ②石綿にばく露するおそれがある建築物などにおいて労働者を設備の点検、補修などの作業などで臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止　ほか
受動喫煙防止対策	①「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ②支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る測定機器の貸出し、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の効果的な活用　ほか
治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針などの表明と労働者への周知　②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化　④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
その他	①職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ②「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底　③事務所や作業場における清潔保持

2．労働衛生３管理の推進など

3．作業の特性に応じた事項

4．東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の支援体制をご活用ください。

産業保健総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています

https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx

産業保健総合支援センター　検索

産業保健関係助成金　検索

メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

http://kokoro.mhlw.go.jp/

メンタルヘルス対策・過重労働対策　検索

こころの耳　検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます。

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

https://work-holiday.mhlw.go.jp/

・企業の働き方改革の取組みを知りたい
・制度、支援策を知りたい
・企業の「ゆう活」の取組事例を知りたい
・仕事の進め方などの課題別の対策を知りたい

（働き方改革特設サイト↓）

https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

・働き方改革関連法とは？
（労働時間の上限規制、年次有給休暇の時季指定など）
・助成金のご案内

働き方改革　検索

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html

「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組み事例、各地で開催するシンポジウムやセミナー等を紹介しています。

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

治療と仕事の両立　検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

【受動喫煙防止に関する各種支援事業】
・受動喫煙防止対策補助金
・受動喫煙防止対策に関する相談事業
・たばこ煙濃度など測定のための機器の貸し出し

職場　受動喫煙　検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

職場のあんぜんサイト　化学物質　検索

腰痛予防対策

陸上貨物運送・社会福祉・保健衛生業を対象とした腰痛予防対策の講習会（無料）を実施しています。

（腰痛予防対策講習会申込HP↓）

https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo

腰痛予防対策講習会　検索

高年齢労働者の健康づくり

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。

（高年齢労働者の安全衛生対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

高年齢労働者　検索

主　唱　厚生労働省、中央労働災害防止協会

協　賛　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

【資料２】

９月は『職場の健康診断実施強化月間』です

第71回全国労働衛生週間が10月１日から７日まで実施され、９月１日から30日まではその準備期間とされています。
厚生労働省では、毎年９月を全国労働衛生週間準備期間と合わせ、**「職場の健康診断実施強化月間」**と位置付け、健康診断の実施及び事後措置の徹底等について集中的・重点的な指導を実施することとしております。

【重点事項】

（１）健康診断及び事後措置等の実施の徹底

① 労働者の健康維持には、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、適切な健康管理を行うことが不可欠です。常時使用する労働者の定期健康診断実施は事業者の義務です。

② 派遣労働者の健康診断（裏面参照）については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務が課されています。

③ 健康診断結果に異常所見がある場合、医師から意見聴取した上で、必要に応じ、就業場所の変更、作業転換、労働時間の短縮等の措置を確実に実施しましょう。

（２）健康診断結果の記録の保存の徹底

① 健康診断の結果は、個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しなければなりません。

（３）労働者50人未満の事業場に対する地域産業保健事業の周知と活用の推進

① 宮城産業保健支援総合センターとその地域窓口（裏面参照）では保健指導、健康相談などの産業保健サービスを**無料**で提供しています。

（４）定期健康診断結果の提供（裏面参照）

① 医療保険者（協会けんぽ等）から定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目に関する記録の写しを求められた場合、その記録の写しを提供しなければなりません。

② この提供に個人情報保護法上の問題はありません。

（５）新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応

① 健診会場では換気や消毒を行うなど感染防止対策に努めています。様々な病気を見逃すことのないよう定期的に健康診断を受診し、健康状態をしっかりチェックしましょう。

～　労働者50人未満の小規模事業場の方へ　～
産業保健総合支援センター、地域窓口をご利用ください！

無料です！

産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場の産業保健活動の充実を図るため、宮城産業保健総合支援センター及び地域窓口において、以下の**無料サービス**を提供してしております。労働者の健康確保、メンタルヘルス対策等にご活用ください。

- **労働者の健康管理に係る相談**
  （健診で異常所見があった労働者、メンタルヘルス不調を感じる労働者等に対し、医師等が相談・指導を行います。）
- **健康診断結果についての医師からの意見聴取**
  （健診で異常所見のあった労働者に関する健康保持のための対応策等について、医師の意見を聴くことができます。）
- **長時間労働者、ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導**
  （長時間労働者、ストレスチェックで高ストレスの労働者に対し、医師が面接指導を行います。）
- **個別訪問による産業保健指導の実施**
  （医師等専門家の訪問により、作業環境等について総合的な助言・指導を行います。）

宮城産業保健総合支援センター
022-267-4229

【地域窓口】

塩釜	022-367-8651
仙台	022-227-1531
石巻	0225-23-3438
大崎	0229-22-2316
仙南	0224-53-4010
気仙沼	0226-22-1540
瀬峰	0228-38-2110

～　派遣労働者の健康管理について　～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務が課されています。特に以下の事項にご留意ください。

- ○　派遣元事業者による一般健診の実施の徹底、一般健診及び特殊健診結果の記録の保存の徹底
- ○　派遣先事業場による特殊健診の実施の徹底、特殊健診結果の記録の保存の徹底
- ○　一般健診の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携
- ○　派遣元事業者を通じた、労働者に対する健診結果の通知の保存の周知

～　医療保険者への健康診断結果のデータ提供をお願いします　～

定期健康診断の実施後、医療保険者から提供依頼があった場合、健康診断結果（高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の項目）を提供する必要があります。（高齢者医療確保法第27条第２項及び第３項に基づく義務）

なお、この場合の提供については、**労働者本人の同意を取得しなくても個人情報保護法上の問題はありません。**

<ご対応のお願い>

- ○　医療保険者や健診機関から、健診結果のデータ提供依頼があった場合、医療保険者へ提供をお願いします。
- ○　データ提供の際は、可能な限り、定められた様式での提供をお願いします。

参考　厚生労働省ホームページ　「平成30年度からの特定健診・特定保健指導」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html

<注意事項>
- **特定健康診査に含まれない項目についての取扱いは、労働者本人の同意が必要です。**
- **データ提供に要した費用は、医療保険者に請求することができます。**

～　労災保険二次健康診断給付制度をご存じですか　～

定期健康診断の結果、①血圧検査、②血中脂質検査、③血糖検査、④腹囲の検査又はＢＭＩの検査のすべての検査項目について「異常所見」があると診断された場合等に、「二次健康診断指定医療機関」で**無料で**二次健康診断を受診できる制度です。事後措置として利用できるとともに脳・心臓疾患の予防となりますので、積極的にご活用ください。

宮城労働局ホームページ：**https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/370/37017.html**

健康診断と事後措置等に関するお問い合わせは、
宮城労働局 労働基準部 健康安全課　（電話 022－299－8839）
又は、最寄りの 労働基準監督署 にお願いします。

【資料３】

宮城における定期健康診断有所見者の推移

1　健康診断種類（一般・特殊）別有所見率の推移

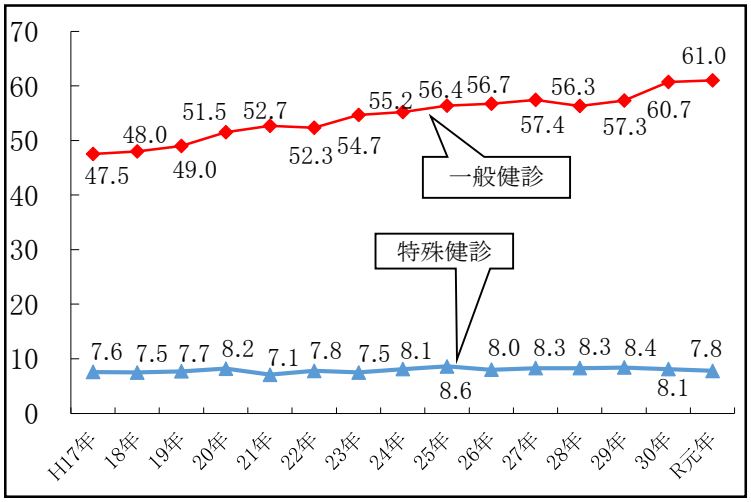

一般健康診断の有所見率は増加傾向で推移し、平成30年に60%を超え、令和元年は61.0%となっています。

特殊健康診断（有機溶剤、特定化学物質等）の有所見率は横ばいで、令和元年は7.8%となっています。

2　令和元年（平成31年）一般健康診断における健診項目別有所見率

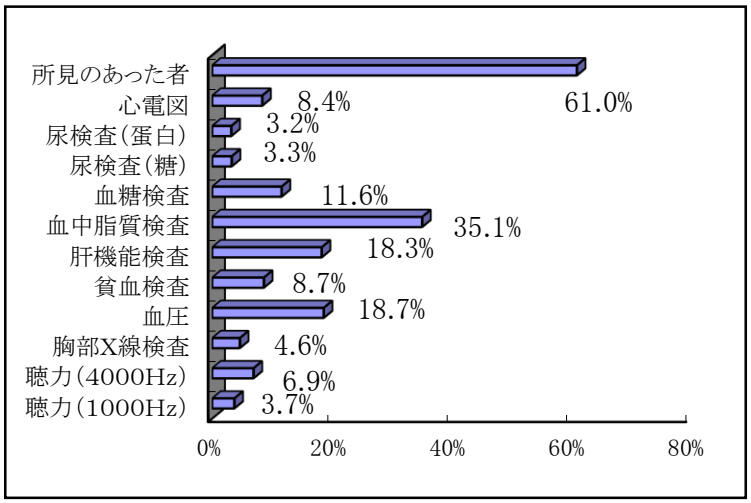

健診項目別有所見率は、血中脂質検査が35.1%と最も高く、次いで血圧、肝機能検査、血糖検査の順となっています。

3　令和元年（平成31年）一般健康診断における業種別有所見率

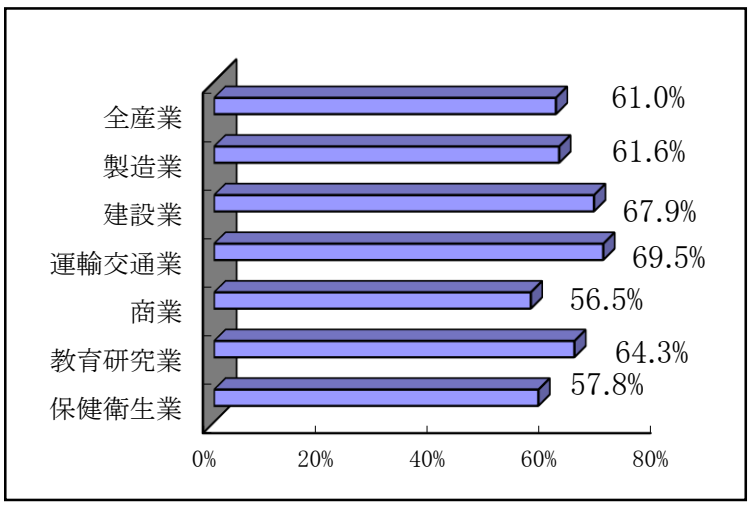

業種別の有所見率は、運輸交通業、建設業で高率となっています。

【資料４】

労働安全衛生法に基づく
健康診断を実施しましょう
～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断（安衛則第43条）	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断　（安衛則第44条）	常時使用する労働者（次項の特定業務従事者を除く）	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断（安衛則第45条）	労働安全衛生規則第13条第1項第2号(※1)に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断（安衛則第45条の2）	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便（安衛則第47条）	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

※1：労働安全規則第13条第1項第2号に掲げる業務

イ　多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
ロ　多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ハ　ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放射線にさらされる業務
ニ　土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
ホ　異常気圧下における業務
ヘ　さく岩機、鋲打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
ト　重量物の取扱い等重激な業務
チ　ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ　坑内における業務
ヌ　深夜業を含む業務
ル　水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ　鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
ワ　病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
カ　その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回（じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回）、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

特殊健康診断	・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者 （有機則第29条） ・鉛業務に常時従事する労働者 （鉛則第53条） ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者 （四アルキル鉛則第22条） ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者（一部の物質に係る業務に限る）（特化則第39条） ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者 （高圧則第38条） ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者 （電離則第56条） ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者 （除染則第20条） ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことのある在籍労働者 （石綿則第40条）
じん肺健診	・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことのある管理$_2$又は管理$_3$の労働者 （じん肺法第3条、第7～10条） 注：じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。
歯科医師による健診	（歯科医師による健康診断） ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者 （安衛則第48条）

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等の特定の業務については、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう指針・通達等が発出されています。 詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康管理に努めましょう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

◆一般健康診断の項目◆

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時の健康診断 （安衛則第43条）	定期健康診断 （安衛則第44条）
1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数） 7 肝機能検査（GOT、GPT、γ—GTP） 8 血中脂質検査（LDLコレステロール，HDLコレステロール、血清トリグリセライド） 9 血糖検査 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査） 11 心電図検査	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長(※2)、体重、腹囲(※2)、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査(※2) 及び喀痰検査(※2) 5 血圧の測定 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）(※2) 7 肝機能検査（GOT、GPT、γ—GTP）(※2) 8 血中脂質検査（LDLコレステロール，HDLコレステロール、血清トリグリセライド）(※2) 9 血糖検査(※2) 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査） 11 心電図検査(※2)

※2：定期健康診断（安衛則第44条）における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満（35歳を除く）の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者（BMI(Body Mass Index)＝体重(kg)／身長(m)^2） 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 2 .感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに特別な健康診断項目が定められています。詳しくは都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項◆

1. 健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなくてはなりません。（安衛法第66条の3）

2.健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師（歯科医師による健康診断については歯科医師）の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5 ）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。（安衛法第66条の7）

6. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

健康診断（定期のものに限る。）の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。）（安衛法第100条）

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。（2013.03）

【資料５】

労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について

健康診断個人票

健診年月日	○年　○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名㊞	○○　○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名㊞	○○　○○

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

① 就業場所の変更
② 作業の転換
③ 労働時間の短縮
④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる

等、適切な措置を講じなければなりません。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

● 健康診断の種類

（法：労働安全衛生法）

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断※1等）	法第 66 条第 1 項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第 66 条第 2 項
歯科医師による健康診断	法第 66 条第 3 項
自発的健康診断	法第 66 条の 2
その他の健康診断	法第 66 条第 4 項、第 5 項ただし書き

※１　労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

● 健康診断の実施とその後の手順等

健康診断の実施

一般健康診断等
（法第 66 条第 1 項～第 4 項）

自発的健康診断
（法第 66 条の 2）

法第 66 条第 5 項ただし書きの規定による健康診断

医師等による診断区分の決定

診断区分（一例）		
異常なし	要観察	要医療

健康診断結果の通知（法第 66 条の 6）

労働者自らが自主的に健康管理に取り組めるよう、労働者に健康診断結果を通知しなければならない。

異常の所見があると診断された場合

一定の健診項目に異常の所見があると診断された労働者が受診

二次健康診断※3

労働者には、二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当。

※３　労働者災害補償保険法第 26 条第 2 項第 1 号の規定に基づく二次健康診断

健康診断の結果についての医師等からの意見聴取※2（法第 66 条の 4）

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	―
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

※２　産業医の選任義務のない小規模事業場（労働者数５０人未満の事業場）においては、労働者の健康管理等に関し、医師等が相談等に無料で応じる地域産業保健センターを活用することによって、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を実施することが適当です。
「地域産業保健センターについてのご案内」
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080123-2.html

保健指導（法第 66 条の 7）

一般健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。

健康診断実施後の措置（法第 66 条の 5）

○　医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。
○　作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
○　医師等の意見の衛生委員会等への報告　等

参　照　条　文

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（健康診断）

第６６条　事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。

２　事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

３　事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

４　都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

５　労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

（自発的健康診断の結果の提出）

第６６条の２　午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する労働者であつて、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令に定めるところにより、自ら受けた健康診断（前条第五項ただし書の規定による健康診断を除く。）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

第６６条の４　事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

（健康診断実施後の措置）

第６６条の５　事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

２　厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

３　厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

（健康診断の結果の通知）

第６６条の６　事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（保健指導等）

第６６条の７　事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

２　労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

○労働安全衛生規則第13条第１項第２号に掲げる業務

イ　多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
ロ　多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ハ　ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放射線にさらされる業務
ニ　土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
ホ　異常気圧下における業務
ヘ　さく岩機、鋲打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
ト　重量物の取扱い等重激な業務
チ　ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ　坑内における業務
ヌ　深夜業を含む業務
ル　水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ　鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
ワ　病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
カ　その他厚生労働大臣が定める業務

○健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成八年　健康診断結果措置指針公示第一号）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 5 第 2 項の規定に基づき、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針を次のとおり公表する。

1　趣旨

産業構造の変化、働き方の多様化を背景とした労働時間分布の長短二極化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境は大きく変化してきている。その中で、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの異常の所見があると認められる労働者が 5 割近くに及ぶ状況にあり、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合も年々増加している。さらに、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死等の重大な事態に至る「過労死」等の事案が増加する傾向にあり、社会的にも大きな問題となっていることから、平成 19 年の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）改正において、脳・心臓疾患のリスクをより適切に評価する健康診断項目を追加するなどの措置を講じたところである。

このような状況の中で、労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠である。そのためには、事業者は、健康診断（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 2 の規定に基づく深夜業に従事する労働者が自ら受けた健康診断（以下「自発的健診」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 26 条第 2 項第 1 号の規定に基づく二次健康診断（以下「二次健康診断」という。）を含む。）の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について聴取した医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の意見を十分勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師等の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成 4 年法律第 90 号）第 7 条第 1 項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講ずる必要がある（以下、事業者が講ずる必要があるこれらの措置を「就業上の措置」という。）。

また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨を踏まえ、健康診断の結果等の個々の労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）については、特にその適正な取扱いの確保を図る必要がある。

この指針は、健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取扱い等についての留意事項を定めたものである。

2　就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

(1)　健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。

なお、健康診断の実施に当たっては、事業者は受診率が向上するよう労働者に対する周知及び指導に努める必要がある。

また、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要である。

(2)　二次健康診断の受診勧奨等

事業者は、労働安全衛生法第 66 第 1 項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第 5 項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

(3)　健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 4 の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。

イ　意見を聴く医師等

事業者は、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。

なお、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図ること等が適当である。

ロ　医師等に対する情報の提供

事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第 66 条の 8 及び第 66 条の 9 の規定に基づく医師による面接指導等の結果に関する情報を提供することも考えられる。

また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

ハ　意見の内容

事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要がある。

（イ）　就業区分及びその内容についての意見

当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を下記の区分（例）によって求めものとする。

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

（ロ）　作業環境管理及び作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとする。

ニ　意見の聴取の方法と時期

事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することを求めることとする。

なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。

また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診及び二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である。

(4)　就業上の措置の決定等

イ　労働者からの意見の聴取等

事業者は、(3) の医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である。

ロ　衛生委員会等への医師等の意見の報告等

衛生委員会等において労働者の健康障害の防止対策及び健康の保持増進対策について調査審議を行い、又は労働時間等設定改善委員会において労働者の健康に配慮した労働時間等の設定の改善について調査審議を行うに当たっては、労働者の健康の状況を把握した上で調査審議を行うことが、より適切な措置の決定等に有効であると考えられることから、事業者は、衛生委員会等の設置義務のある事業場又は労働時間等設定改善委員会を設置している事業場においては、必要に応じ、健康診断の結果に係る医師等の意見をこれらの委員会に報告することが適当である。

なお、この報告に当たっては、労働者のプライバシーに配慮し、労働者個人が特定されないよう医師等の意見を適宜集約し、又は加工する等の措置を講ずる必要がある。

また、事業者は、就業上の措置のうち、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置を決定する場合には、衛生委員会等の設置義務のある事業場においては、必要に応じ、衛生委員会等を開催して調査審議することが適当である。

ハ　就業上の措置の実施に当たっての留意事項

事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとするに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である。

また、労働者の健康状態を把握し、適切に評価するためには、健康診断の結果を総合的に考慮することが基本であり、例えば、平成 19 年の労働安全衛生規則の改正により新たに追加された腹囲等の項目もこの総合的考慮の対象とすることが適当と考えられる。しかし、この項目の追加によって、事業者に対して、従来と異なる責任が求められるものではない。

なお、就業上の措置は、当該労働者の健康を保持することを目的とするものであって、当該労働者の健康の保持に必要な措置を超えた措置を講ずるべきではなく、医師等の意見を理由に、安易に解雇等をすることは避けるべきである。

また、就業上の措置を講じた後、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。

(5)　その他の留意事項

イ　健康診断結果の通知

事業者は、労働者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、労働安全衛生法第 66 条の 6 の規定に基づき、健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

ロ　保健指導

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。この場合、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うほか、その円滑な実施に向けて、健康保険組合その他の健康増進事業実施者（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条に規定する健康増進事業実施者をいう。）等との連携を図ること。

深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である。

また、労働者災害補償保険法第 26 条第 2 項第 2 号の規定に基づく特定保健指導及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 24 条の規定に基づく特定保健指導を受けた労働者については、労働安全衛生法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師にこれらの特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、個々の労働者ごとの健康状態や作業内容、作業環境等についてより詳細に把握し得る立場にある産業医が中心となり実施されることが適当である。

ハ　再検査又は精密検査の取扱い

事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。

なお、再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり、一律には事業者にその実施が義務付けられているものではないが、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づく特殊健康診断として規定されているものについては、事業者にその実施が義務付けられているので留意する必要がある。

ニ　健康情報の保護

事業者は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 259 号）に基づき、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱いを確保する必要がある。就業上の措置の実施に当たって、関係者に健康情報を提供する必要がある場合には、その健康情報の範囲は、就業上の措置を実施する上で必要最小限とし、特に産業保健業務従事者（産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報の内容を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずる必要がある。

ホ　健康診断結果の記録の保存

事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 3 及び第 103 条の規定に基づき、健康診断結果の記録を保存しなければならない。記録の保存には、書面による保存及び電磁的記録による保存があり、電磁的記録による保存を行う場合は、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）に基づき適切な保存を行う必要がある。また、健康診断結果には医療に関する情報が含まれることから、事業者は安全管理措置等について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照することが望ましい。

また、二次健康診断の結果については、事業者にその保存が義務付けられているものではないが、継続的に健康管理を行うことができるよう、保存することが望ましい。なお、保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要である。

このリーフレットに関する御質問につきましては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

(2010.02)

資料６

労働者の皆さん、事業主の皆さん
労災保険の二次健康診断等給付をご存じですか？

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断等において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**に異常所見がある場合に、無料で精密検査や保健指導が受けられる労災保険給付です。
脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

「脳・心臓疾患に関連する一定の項目」とは？

次の４項目であり、そのすべてについて「異常所見」があると診断された場合に、二次健康診断等給付を受けることができます。

① 血圧検査
② 血中脂質検査
③ 血糖検査
④ 腹囲の検査またはＢＭＩ（肥満度）の測定

※ ①～④の検査項目の一部が「異常なし」と診断された場合であっても、事業場に選任された産業医等が、長時間労働など就労環境を総合的に勘案し、必要と認めたときには、二次健康診断等給付を受けることができます。

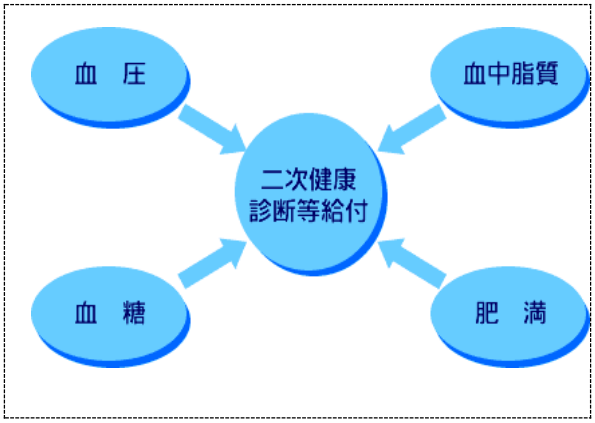

「二次健康診断等給付」を受けることができる医療機関

二次健康診断等給付は、指定医療機関で受診することができます。
宮城県内の二次健康診断指定医療機関は、宮城労働局ホームページでご確認ください。

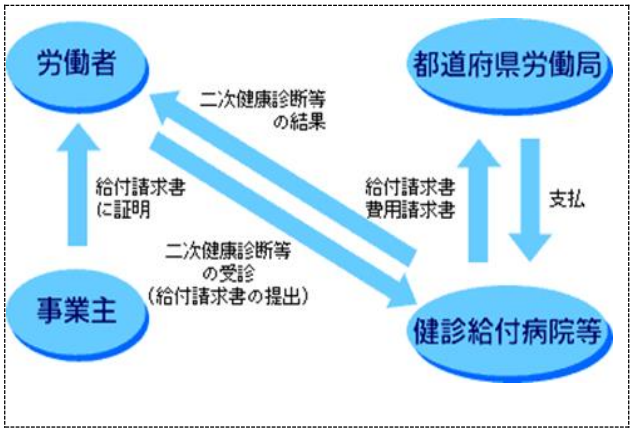

二次健康診断指定医療機関をホームページから検索する場合は、次の順にお探しください

宮城労働局トップページ
➡ 働く人と働きたい人のための情報
➡ 労災保険の給付を受ける
■労災指定病院等
・**二次健康診断指定医療機関一覧**

「二次健康診断等給付」を受けることができない方

次の方は二次健康診断等給付を受けることができませんので、ご注意ください。
① 医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断された方（治療中の方）
② 労災保険の特別加入者

詳しくは、宮城労働局労働基準部労災補償課（０２２－２９９－８８４３）にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症が気になって
受診を控えている皆さまへ

【資料７】

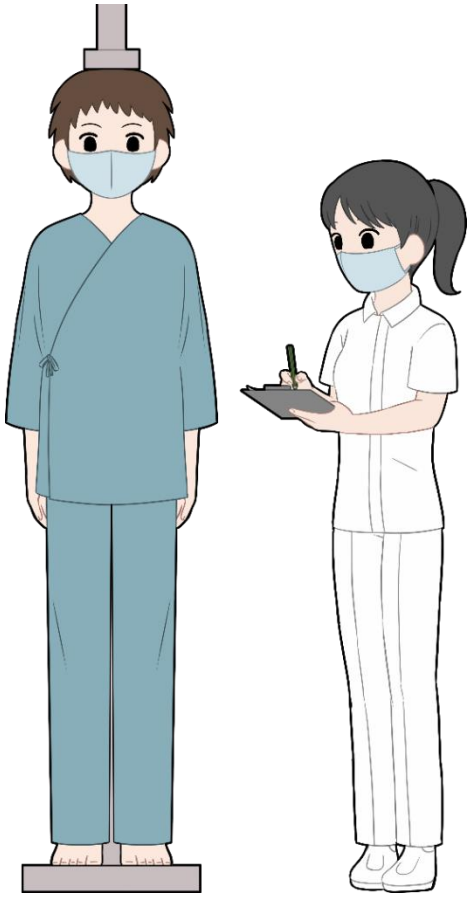

定期的に健診・検診を受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
（公益社団法人全国労働衛生団体連合会等）

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【資料８】

企業の明るい未来のために

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を、無料でサポート!

産業保健総合支援センター
地域産業保健センター

事業案内

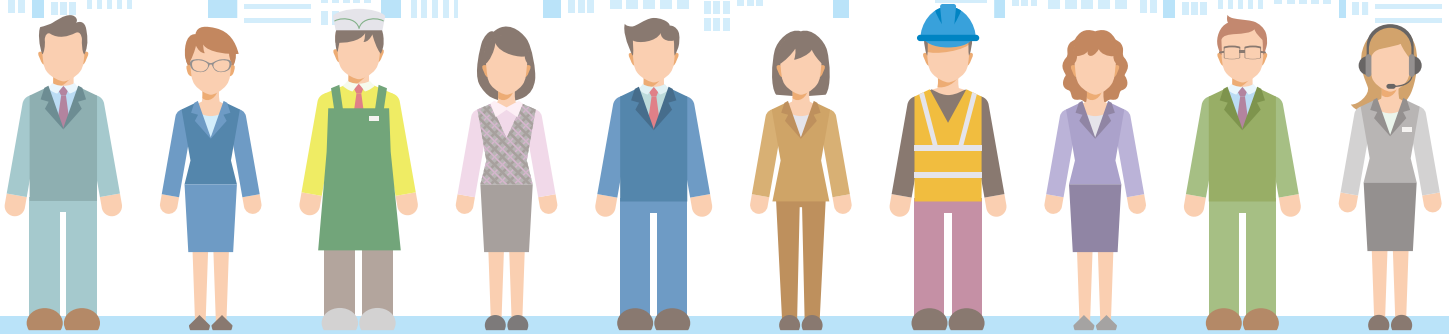

事業場の状況に応じた各支援の活用イメージ

さまざまな支援を上手に活用して、
産業保健活動に取り組みましょう!

ステップ1

地域産業保健センターを活用して、労働者の健康管理を行いましょう

ステップ2

専門スタッフの訪問指導や助成金を活用して、自主的な取り組みを図りましょう

ステップ3

いろいろな研修に参加して、産業保健に関する理解をさらに深めましょう

★困ったことがあれば、相談窓口を活用しましょう

独立行政法人 労働者健康安全機構

働く人の「こころ」と「からだ」の健康が企業の未来を明るくする!

産業保健スタッフ向けサービス

産業保健総合支援センター

各都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。
※研修参加には事前の申込みが必要です。

産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

専門スタッフ（産業カウンセラー、社労士、保健師等）が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行っています。

治療と仕事の両立支援

専門スタッフ（社労士、産業カウンセラー、保健師等）が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業の間の個別調整支援などを行っています。

産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。
また、専門図書の貸出等も行っています。
※メールマガジン登録は、産業保健総合支援センターホームページをご覧ください。

事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。

私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や
「小規模事業場の事業主やそこで働く人への産業保健サービス」を通じて、
すべての人が健康で元気に働けることを目指しています。皆さまのご利用をお待ちしております。

産業保健事業の
HPはこちらから
▶▶▶▶▶

小規模事業場向けサービス

地域産業保健センター（地域窓口）

産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

※
地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。
（総括産業医（企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医）がいる小規模事業場は支援対象外となります。）

また利用回数には制限があります。
詳しくは、最寄りの地域産業保健センターもしくは産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

提供するサービスはすべて無料です。

都道府県産業保健総合支援センター（産保センター）等　一覧

令和2年4月現在

施設名称	郵便番号	住　所	TEL
北海道 産業保健総合支援センター	060-0001	札幌市中央区北１条西 7-1 プレスト１・７ビル 2F	011-242-7701
青　森 産業保健総合支援センター	030-0862	青森市古川 2-20-3 朝日生命青森ビル 8F	017-731-3661
岩　手 産業保健総合支援センター	020-0045	盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス 14F	019-621-5366
宮　城 産業保健総合支援センター	980-6015	仙台市青葉区中央 4-6-1 SS30 15F	022-267-4229
秋　田 産業保健総合支援センター	010-0874	秋田市千秋久保田町 6-6 秋田県総合保健センター 4F	018-884-7771
山　形 産業保健総合支援センター	990-0047	山形市旅篭町 3-1-4 食糧会館 4F	023-624-5188
福　島 産業保健総合支援センター	960-8031	福島市栄町 6-6 NBF ユニックスビル 10F	024-526-0526
茨　城 産業保健総合支援センター	310-0021	水戸市南町 3-4-10 水戸 FF センタービル 8F	029-300-1221
栃　木 産業保健総合支援センター	320-0811	宇都宮市大通り 1-4-24 MSC ビル 4F	028-643-0685
群　馬 産業保健総合支援センター	371-0022	前橋市千代田町 1-7-4 群馬メディカルセンタービル 2F	027-233-0026
埼　玉 産業保健総合支援センター	330-0064	さいたま市浦和区岸町 7-5-19 全電通埼玉会館あけぼのビル 3F	048-829-2661
千　葉 産業保健総合支援センター	260-0013	千葉市中央区中央 3-3-8 日進センタービル 8F	043-202-3639
東　京 産業保健総合支援センター	102-0075	千代田区三番町 6-14 日本生命三番町ビル 3F	03-5211-4480
神奈川 産業保健総合支援センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1 第 6 安田ビル 3F	045-410-1160
新　潟 産業保健総合支援センター	951-8055	新潟市中央区礎町通二ノ町 2077 朝日生命新潟万代橋ビル 6F	025-227-4411
富　山 産業保健総合支援センター	930-0856	富山市牛島新町 5-5 インテックビル（タワー 111）4F	076-444-6866
石　川 産業保健総合支援センター	920-0031	金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 9F	076-265-3888
福　井 産業保健総合支援センター	910-0006	福井市中央 1-3-1 加藤ビル 7F	0776-27-6395
山　梨 産業保健総合支援センター	400-0047	甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館 2F	055-220-7020
長　野 産業保健総合支援センター	380-0935	長野市中御所 1-16-11 鈴正ビル 2F	026-225-8533
岐　阜 産業保健総合支援センター	500-8844	岐阜市吉野町 6-16 大同生命・廣瀬ビル地下 1F	058-263-2311
静　岡 産業保健総合支援センター	420-0034	静岡市葵区常磐町 2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル 9F	054-205-0111
愛　知 産業保健総合支援センター	460-0004	名古屋市中区新栄町 2-13 栄第一生命ビル 9F	052-950-5375
三　重 産業保健総合支援センター	514-0003	津市桜橋 2-191-4 三重県医師会館 5F	059-213-0711
滋　賀 産業保健総合支援センター	520-0047	大津市浜大津 1-2-22 大津商中日生ビル 8F	077-510-0770
京　都 産業保健総合支援センター	604-8186	京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5F	075-212-2600
大　阪 産業保健総合支援センター	540-0033	大阪市中央区石町 2-5-3 エル・おおさか南館 9F	06-6944-1191
兵　庫 産業保健総合支援センター	651-0087	神戸市中央区御幸通 6-1-20 ジイテックスアセントビル 8F	078-230-0283
奈　良 産業保健総合支援センター	630-8115	奈良市大宮町 1-1-32 奈良交通第 3 ビル 3F	0742-25-3100
和歌山 産業保健総合支援センター	640-8137	和歌山市吹上 2-1-22 和歌山県日赤会館 7F	073-421-8990
鳥　取 産業保健総合支援センター	680-0846	鳥取市扇町 115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング 6F	0857-25-3431
島　根 産業保健総合支援センター	690-0003	松江市朝日町 477-17 松江 SUN ビル 7F	0852-59-5801
岡　山 産業保健総合支援センター	700-0907	岡山市北区下石井 2-1-3 岡山第一生命ビルディング 12F	086-212-1222
広　島 産業保健総合支援センター	730-0011	広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネクス 5F	082-224-1361
山　口 産業保健総合支援センター	753-0051	山口市旭通り 2-9-19 山口建設ビル 4F	083-933-0105
徳　島 産業保健総合支援センター	770-0847	徳島市幸町 3-61 徳島県医師会館 3F	088-656-0330
香　川 産業保健総合支援センター	760-0050	高松市亀井町 2-1 朝日生命高松ビル 3F	087-813-1316
愛　媛 産業保健総合支援センター	790-0011	松山市千舟町 4-5-4 松山千舟 454 ビル 2F	089-915-1911
高　知 産業保健総合支援センター	780-0850	高知市丸ノ内 1-7-45 総合あんしんセンター 3F（2020 年 4 月 20 日～）	088-826-6155
福　岡 産業保健総合支援センター	812-0016	福岡市博多区博多駅南 2-9-30 福岡県メディカルセンタービル 1F	092-414-5264
佐　賀 産業保健総合支援センター	840-0816	佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビル 4F	0952-41-1888
長　崎 産業保健総合支援センター	852-8117	長崎市平野町 3-5 建友社ビル 3F	095-865-7797
熊　本 産業保健総合支援センター	860-0806	熊本市中央区花畑町 9-24 住友生命熊本ビル 3F	096-353-5480
大　分 産業保健総合支援センター	870-0046	大分市荷揚町 3-1 いちご・みらい信金ビル 6F	097-573-8070
宮　崎 産業保健総合支援センター	880-0806	宮崎市広島 1-18-7 大同生命宮崎ビル 6F	0985-62-2511
鹿児島 産業保健総合支援センター	890-0052	鹿児島市上之園町 25-1 中央ビル 4F	099-252-8002
沖　縄 産業保健総合支援センター	901-0152	那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 2F	098-859-6175
労働者健康安全機構 （勤労者医療・産業保健部産業保健課）	211-0021	川崎市中原区木月住吉町 1-1 事務管理棟	044-431-8660

■全国統一ナビダイヤル　ナビダイヤル　**0570-038046**

このナビダイヤルを利用することにより、
最寄りの産業保健総合支援センターに着信します。

〈地域産業保健センター〉

最寄りの産保センターにお問い合わせいただくか、産保センターのホームページをご覧ください。

詳しくはこちらから

（R2. 04. 77,500）

【資料９】

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で**1.5倍**）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は**1/4以上**(2019年は27%)

労働災害発生率は、若年層に比べ**高年齢層で高い**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞

高齢者は被災しやすい！

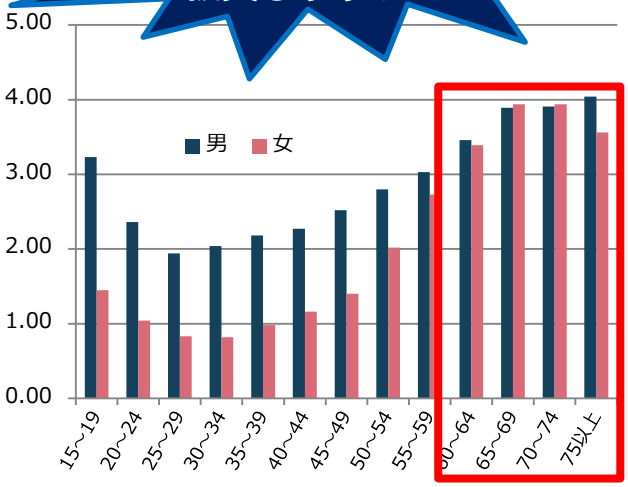

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業４日以上）の発生件数

出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞

労働災害が重症化しやすい！

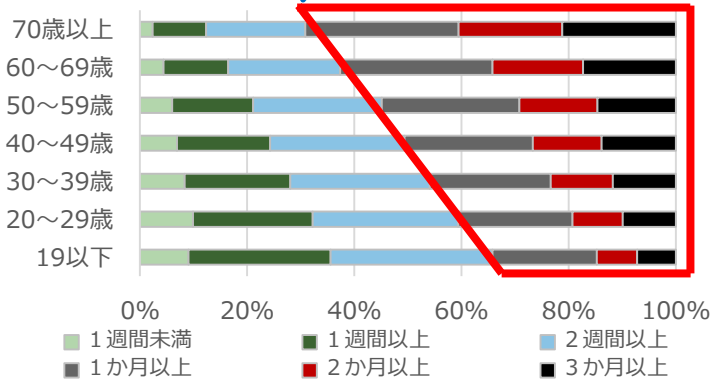

出典：労働者死傷病報告（2019年）

労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…

安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（４ページ参照）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。**

1　はじめに

・企業の**経営トップが**取り組む**方針を表明し、担当者や組織を指定**します
・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

2　職場環境の改善

(1)　身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

⇓対策の例⇓

通路を含め作業場所の照度を確保する

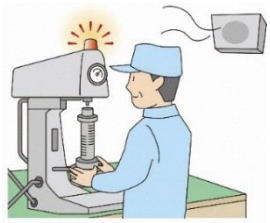

警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

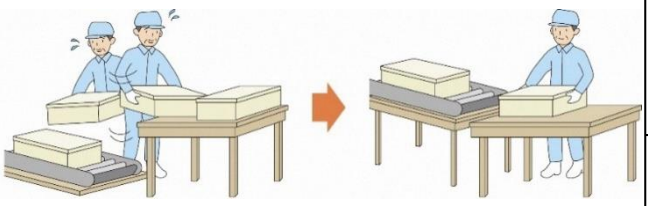

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

防滑靴を利用させる

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

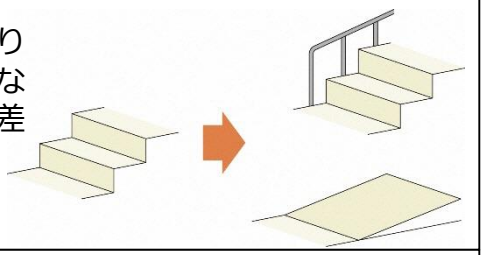

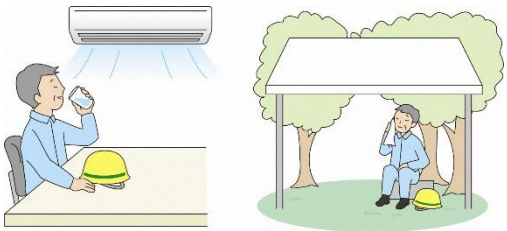

涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
・パワーアシストスーツ等を導入する　等

(2)　高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
・高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直し**ます。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1)　健康状況の把握
- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2)　体力の状況の把握
- 主に高年齢労働者を対象とした**体力チェックを継続的に行う**よう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

⇓注意点⇓
- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

Ⅰ　身体機能計測結果

①２ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は　　cm／　　cm(身長)=
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
結果／身長	～1.24	1.25～1.38	1.39～1.46	1.47～1.65	1.66～

②座位ステッピングテスト（敏捷性）
あなたの結果は　　回／ 20秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	～24	25～28	29～43	44～47	48～

③ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は　　cm
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	～19	20～29	30～35	36～39	40～

④開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は　　秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～7	7.1～17	17.1～55	55.1～90	90.1～

⑤開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は　　秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～15	15.1～30	30.1～84	84.1～120	120.1～

詳しくは
こちら⇒

身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

(3)　健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)　個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

(2)　高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

(3)　心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

⇓取組の例⇓

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
https://youtu.be/9jCi6oXS8IY
（令和元年度厚生労働科学研究費補助金　労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）

全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP)　→

5　安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- **再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練**を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

⇓参考：ストレッチの例⇓

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

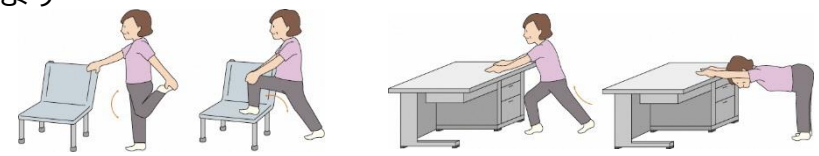

「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間　令和２年６月12日～令和２年10月末日

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率：　１／２

上限額：　**１００万円**（消費税を含む）

詳しくは
こちら⇒
（厚労省HP）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507　📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
（土日祝休み）

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場　安全衛生サポート事業　個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

無料

労働災害防止団体　問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

無料

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- ●人事管理制度の整備に関すること
- ●賃金、退職金制度の整備に関すること
- ●職場の改善、職域開発に関すること
- ●能力開発に関すること
- ●健康管理に関すること
- ●その他高年齢者等の雇用問題に関すること

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（http://www.jeed.or.jp）から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（https://www.elder.jeed.or.jp/）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています

（R2. 8）

【資料10】

改正石綿障害予防規則等が施行されます

～１０月から順次施行～

石綿障害予防規則等が、建築物の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の充実を目的として改正されました。

施行日は改正事項により異なり、令和２年10月１日から順次施行されます。

［★の事項の施行日は令和2年10月1日、★★の事項の施行日は令和4年4月1日、
★★★の事項の施行日は令和5年10月1日、それ以外の改正事項の施行日は令和3年4月1日］

現行				改正後 ※下線部分が改正内容				
レベル１ 石綿含有吹付け材 	計画届※十四日前	事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等	**レベル１** 石綿含有吹付け材	★★ 事前調査結果等の報告（一定規模以上の工事※1が対象）	計画届（レベル２も計画届）※十四日前	事前調査 ※調査方法を明確化 ★★★ 資格者による調査 調査結果の３年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・３年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認 等
レベル２ 石綿含有保温材、 耐火被覆材、断熱材 	作業届※工事開始前			**レベル２** 石綿含有保温材、 耐火被覆材、断熱材				
レベル３ スレート、 Pタイル、 けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 				けい酸カルシウム板1種※2（破砕時）				隔離 ★ ※負圧は不要
				仕上げ塗材（電動工具での除去時）				隔離 ※負圧は不要
				レベル３ スレート、 Pタイル等 その他石綿含有建材				

※１ 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※２ 石綿含有けい酸カルシウム板１種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル１・２ほどの飛散性はないが、他のレベル３より飛散性が高い。